

青森県報

号外第二十七号

平成二十八年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

公安委員会

- 運転免許取得者教育の認定……………(運転免許課) ……一
- 運転免許取得者教育認定機関の運転免許取得者教育の課程
の名称変更の届出……………(同) ……六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として次の施設を認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 株式会社マツダドライビングスクール青森

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 株式会社マツダドライビングスクール青森
 - (二) 住所 青森市大字石江字江渡九七の九
 - (三) 代表者 柳谷恒次
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
株式会社マツダドライビングスクール青森

- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
青森市大字石江字江渡九七の九
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
 - (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
 - (二) 第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 二 合資会社青森中央自動車学校
 - 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 合資会社青森中央自動車学校
 - (二) 住所 青森市原別二丁目一の八
 - (三) 代表者 辻川一明
 - 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
合資会社青森中央自動車学校
 - 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
青森市原別二丁目一の八
 - 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
 - 5 運転免許取得者教育の課程の名称
 - (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
 - (二) 第六号課程 更新時講習同等課程
 - 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 三 青森東部自動車学校
 - 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 株式会社青森東部自動車学校
 - (二) 住所 青森市原別八丁目一の二
 - (三) 代表者 高橋 博剛

- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
青森東部自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
青森市原別八丁目二の一
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
（一）第三号課程 高齢者講習同等課程
（二）第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 四 於本自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
（一）名称 於本自動車学校株式会社
（二）住所 八戸市大字中居林字館越山三五の一
（三）代表者 於本正
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
於本自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
八戸市大字中居林字館越山三五の一
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
（一）第三号課程 高齢者講習同等課程
（二）第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 五 三三五オートスクール八戸
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
（一）名称 三三五オートスクール株式会社
- （二）住所 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
（三）代表者 市川安男
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
三三五オートスクール八戸
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
（一）第三号課程 高齢者講習同等課程
（二）第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 七 正部家産業有限公司八戸ライセンススクール
- （二）住所 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
（三）代表者 市川安男
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
三三五オートスクール八戸
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
（一）第三号課程 高齢者講習同等課程
（二）第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 正部家産業有限公司八戸ライセンススクール

(二) 住所 三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五

(三) 代表者 正部家佑介

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

正部家産業有限公司八戸ライセンススクール

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) 第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

八 三ツ矢自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社ディーエヌ開発三ツ矢自動車学校

(二) 住所 弘前市大字石渡一丁目二三の一

(三) 代表者 工藤武義

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

三ツ矢自動車学校

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

弘前市大字石渡一丁目二三の一

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) 第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

九 黒石自動車教習所

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 棟方商事有限公司黒石自動車教習所

(二) 住所 黒石市竹田町五

(三) 代表者 棟方清崇

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

黒石自動車教習所

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

黒石市竹田町五

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) 第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十 平賀自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社平賀自動車学校

(二) 住所 平川市柏木町東田九一

(三) 代表者 佐藤将治

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

平賀自動車学校

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

平川市柏木町東田九一

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) 第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 十一 合資会社十和田自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 合資会社十和田自動車学校
 - (二) 住所 十和田市東二十二番町二八の一
 - (三) 代表者 辻川一明
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
合資会社十和田自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
十和田市東二十二番町二八の一
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
 - (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
 - (二) 第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 十二 十和田中央モータースクール
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 株式会社十和田中央モータースクール
 - (二) 住所 十和田市東十四番町五二の一
 - (三) 代表者 丸井春彦
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
十和田中央モータースクール
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
十和田市東十四番町五二の一
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
 - (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
 - (二) 第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 十三 上北自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 有限会社上北自動車学校
 - (二) 住所 上北郡東北町字家ノ下夕三九の三
 - (三) 代表者 辻川一明
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
上北自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
上北郡東北町字家ノ下夕三九の三
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称
 - (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
 - (二) 第六号課程 更新時講習同等課程
- 6 認定をした年月日
平成二十八年二月二十五日
- 十四 三沢自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 株式会社ディーエヌ開発三沢自動車学校
 - (二) 住所 弘前市大字石渡一丁目三三の一
 - (三) 代表者 工藤武義
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
三沢自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
三沢市南町二丁目三一の一六〇
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十五 三沢中央自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社エーアンドエフ

(二) 住所 三沢市日の出一丁目九四の三四三

(三) 代表者 小比類巻正昭

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名

三沢中央自動車学校

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

三沢市花園町三丁目四の三七

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十六 津軽モータースクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社津軽モータースクール

(二) 住所 つがる市柏稲盛岡本二四

(三) 代表者 小野豊次

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名

津軽モータースクール

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

つがる市柏稲盛岡本二四

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十七 金木自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社金木自動車学校

(二) 住所 五所川原市金木町菅原二五七の一

(三) 代表者 小野豊次

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名

金木自動車学校

3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

五所川原市金木町菅原二五七の一

4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

5 運転免許取得者教育の課程の名称

(一) 第三号課程 高齢者講習同等課程

(二) 第六号課程 更新時講習同等課程

6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十八 板柳自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社板柳自動車学校

(二) 住所 北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三

(三) 代表者 永澤佐具子

2 運転免許取得者教育に使用する施設の名

板柳自動車学校

- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三

- 4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

- 5 運転免許取得者教育の課程の名称

- (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
- (二) 第六号課程 更新時講習同等課程

- 6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

十九 五所川原モータースクール

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 株式会社五所川原モータースクール
- (二) 住所 五所川原市大字湊字千鳥九三の二
- (三) 代表者 小野工

- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

五所川原モータースクール

- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

五所川原市大字湊字千鳥九三の二

- 4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

- 5 運転免許取得者教育の課程の名称

- (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
- (二) 第六号課程 更新時講習同等課程

- 6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

二十 下北自動車学校

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 株式会社エステック
- (二) 住所 むつ市南町二の四

- (三) 代表者 外崎隆

- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
下北自動車学校

- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
むつ市南町二の四

- 4 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

- 5 運転免許取得者教育の課程の名称

- (一) 第三号課程 高齢者講習同等課程
- (二) 第六号課程 更新時講習同等課程

- 6 認定をした年月日

平成二十八年二月二十五日

青森県公安委員会告示第三十三号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
第七条第一項の規定により、次の運転免許取得者教育認定機関から運転免許取得者教育の課程の名称変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 青森モータースクール

名称変更課程	変 更 前	変 更 後
三 号	シルバードライバー講習	高齢者講習同等課程
六 号	高齢者更新時同等講習	更新時講習同等課程

変更年月日

平成二十八年四月一日

二 弘前モータースクール

名称変更課程	変	更	前
三 号	シルバードライバー講習	高齢者講習同等課程	
六 号	高齢者更新時同等講習	更新時講習同等課程	

変更年月日

平成二十八年四月一日

三 八戸モータースクール

名称変更課程	変	更	前
三 号	シルバードライバー講習	高齢者講習同等課程	
六 号	高齢者更新時同等講習	更新時講習同等課程	

変更年月日

平成二十八年四月一日

四 浪岡モータースクール

名称変更課程	変	更	前
三 号	シルバードライバー講習	高齢者講習同等課程	
六 号	高齢者更新時同等講習	更新時講習同等課程	

変更年月日

平成二十八年四月一日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭